

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

山口県教育委員会

概 要

1. モデルスクールの概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	岩国市立川下中学校	506 名	37 名
2	岩国市立川下小学校	430 名	27 名
3	岩国市立愛宕小学校	569 名	35 名
4	平生町立平生中学校	313 名	26 名
5	平生町立平生小学校	492 名	36 名
6	平生町立佐賀小学校	62 名	11 名
7	周南市立岐陽中学校	646 名	49 名
8	周南市立徳山小学校	657 名	42 名
9	周南市立岐山小学校	448 名	27 名
10	周南市立遠石小学校	412 名	24 名
11	山口市立白石中学校	301 名	29 名
12	山口市立白石小学校	665 名	33 名
13	宇部市立上宇部中学校	472 名	42 名
14	宇部市立上宇部小学校	638 名	39 名
15	宇部市立琴芝小学校	364 名	24 名
16	下関市立勝山中学校	606 名	34 名
17	下関市立勝山小学校	746 名	36 名
18	下関市立一の宮小学校	497 名	26 名
19	萩市立萩東中学校	482 名	35 名
20	萩市立椿東小学校	436 名	29 名
21	萩市立椿西小学校	235 名	19 名
22	萩市立明倫小学校	670 名	46 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の充実を図るため、地域におけるインクルーシブ教育システムや「合理的配慮」の理解促進に向けて、全国指定率1位のコミュニティ・スクールや本県独自の仕組みである地域協育ネットと連携し、地域資源を組み合わせた学校・地域での推進体制の構築に取り組むこととした。

- ① 全県的な特別支援教育フォーラムの開催
- ② 学校運営協議会での検討
- ③ コミュニティ・スクールや地域協育ネットと連携した取組
- ④ 県内7地域の地域協育ネットの取組が進んでいる中学校区をモデル校として指定して合理的配慮協力員を配置

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県教育委員会では、全国指定率1位の小・中学校コミュニティ・スクールや地域協育ネットと連携した取組を推進するため、中学校区をモデル校として指定して合理的配慮協力員を配置した。

医療・福祉・労働等の関係機関、学識経験者、特別支援学校長からなる運営協議会を設置し、年2回の協議会を通じて、モデルスクールの取組状況の把握、指導・助言や成果の検証等を行った。

また、モデル校を訪問し、合理的配慮協力員の支援状況の把握や、活用等について指導や助言を行うとともに、小・中学校学校運営協議会において、国や県の動向、「合理的配慮」に関する情報提供や研修等を行った。

【モデルスクールとして行った取組】

（1）校内体制の整備上の工夫

- ・ 管理職、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、合理的配慮協力員等の関係者からなる検討委員会を設置
- ・ 管理職と特別支援教育コーディネーターが校内・校外の相談窓口となり、「合理的配慮」を推進
- ・ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや専門家による校内体制の整備に向けた支援

（2）「合理的配慮」の検討及び提供

- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した「合理的配慮」に関する事例検討会を開催
- ・ 事例検討会を通じて、特別な支援を必要とする児童生徒について教職員で情報を共有。
- ・ 事例検討会や授業研究に特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや専門家を招聘し、当該児童生徒への「合理的配慮」の提供に向けた指導・支援

(3) 「合理的配慮」の評価

- ・当該児童生徒等に提供した「合理的配慮」の内容について、検討委員会や事例検討会等で検証

(4) 研修会の実施（校内研修、近隣小・中学校と合同研修会等）

- ・市教委、県教委と連携した近隣小・中学校と合同による研修会
- ・外部講師を招聘した特別支援教育や合理的配慮に関する校内研修
- ・小・中学校学校運営協議会委員への「インクルーシブ教育システム」や「合理的配慮」等について、講師を招聘した研修
- ・校内研修における合理的配慮に関する県教委の所管説明 等

(5) コミュニティ・スクール等を活用しての理解促進

- ・合理的配慮や特別支援教育に関する普及啓発
- ・合理的配慮協力員や特別支援教育コーディネーター等による学校運営協議会や地域協育ネットの会議等での情報発信
- ・県教委による合理的配慮や特別支援教育に関する所管説明 等

3. 成果及び課題

【成果】

- ・市町教育委員会と県内7地域のモデル校、合理的配慮協力員が連携し、当該児童生徒への適切な「合理的配慮」の提供に向けて、本人・保護者との合意形成を図り、事例を蓄積することができた。
- ・合理的配慮協力員が日々の授業や校内研修会の授業の様子を参観して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」へ助言を行うとともに、効果的な「合理的配慮」等を全教員へ周知することで、各授業における「合理的配慮」の提供に向けて、校内で共通理解を図ることができた。
- ・全県的な特別支援教育フォーラムへの小・中学校の学校運営協議会委員の参画により、特別支援教育の理解促進を行うとともに、地域における特別支援教育の取組の推進に向けて意識を醸成することができた。
- ・モデル校の学校運営協議会において、インクルーシブ教育システムや特別支援教育の視点での学校運営の見直しが行われるようになった。
- ・コミュニティ・スクールや地域協育ネットと連携した特別支援教育に関する研修会を実施することにより、学校・家庭・地域が特別支援教育の視点を共通理解することができた。

【課題】

平成 27 年度の取組の内容、成果等を踏まえ、来年度以降の取組へとつなげていくとともに、モデル校以外の全県的な取組へと広げていくことが大切である。

平成 28 年度は、以下の 3 点を柱として取り組んでいきたい。

- ①中学校区への合理的配慮協力員の配置を 7 人から 18 人に拡充し、全県的な合理的配慮を行う体制づくり、適切な「合理的配慮」の提供及び事例の蓄積と周知。
- ②全県的な特別支援教育フォーラムへの小・中学校の学校運営協議会委員の参画を拡充し、特別支援教育の理解促進。
- ③コミュニティ・スクールや地域協育ネットと連携し、共生社会の形成に向けた各地域での特別支援教育の取組を推進。